



内閣府



内閣府公益信託
イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

令和7年度 公益認定等委員会の活動報告

令和8年4月
公益認定等委員会

はじめに

令和7年4月に発足した第7期公益認定等委員会では、委員会のミッションを、「公益法人による民間公益活動の活性化により、社会的課題の解決に向けた取組を促進すること」と設定し、

- ① 迅速な審査等を通じた「柔軟・迅速な民間公益活動の展開」の促進
- ② 法人の自律的なガバナンスの尊重を前提としつつ、ガバナンスの機能不全や重大な認定法違反に対しては果敢な監督を行うことによる「民間公益活動への信頼・協力」の拡大
- ③ 民間公益活動の認知促進やこれを通じた寄附等の支援の増加などの「民間公益活動活性化のための環境整備」に取り組んでいます。
- ④ また、令和7年度は、令和8年4月に開始する新たな公益信託制度の施行に向けて、運用ルールの整備(ガイドラインの策定)、周知・広報にも取り組んでまいりました。

本資料は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第48条の規定に基づき、令和7年度の公益認定等委員会の活動についてとりまとめて公表するものです。

※ 平成27年以降、「公益法人の概況」と「公益認定等委員会の活動報告」を一体としてとりまとめ、年末に公表していましたが、委員会の活動状況等についてタイムリーな情報発信を行えるよう、今回の公表から両者を切り分け、「公益認定等委員会の活動報告」の公表時期を早めることとしました(「公益法人の概況」については、別途とりまとめの上、公表を予定)。
また、わかりやすい公益行政の実現に向け、各年度のトピックを特集するなど活動報告の構成・内容等を見直すとともに、行政庁(内閣府公益法人行政担当室)の活動についても一部あわせて紹介しています。

【本資料の構成】

第1章 令和7年度の主な取組	
1-1. 柔軟・迅速な民間公益活動の展開に向けた取組	4
1-2. 民間公益活動への信頼・協力の拡大に向けた取組	8
1-3. 民間公益活動活性化のための環境整備	12
1-4. 新しい公益信託制度の施行対応	20
第2章 公益法人の審査・監督に関する状況	24
参考資料	
参考1 制度に関する基礎資料	34
参考2 法人運営等に関する参考資料	48

第1章では、上記①～④の各取組分野に沿って、令和7年度の主なトピックを紹介しています。

第2章では、審査・監督に関する事務処理状況(審査件数・監督件数等)を紹介しています。

公益認定等委員会のミッション等

第7期委員会発足に当たっての談話～更なる公益活動の活性化に向けて～ (令和7年4月25日 公益認定等委員会清水委員長談話)

- 本年4月から、新しい公益法人制度が施行されるとともに、第7期目となる公益認定等委員会が発足いたしました。
- 委員会の発足に当たり、改めて公益認定等委員会のミッションを「公益法人による民間公益活動の活性化により、社会的課題の解決に向けた取組を促進すること」として見据え、今後の委員会活動を進めてまいり所存です。
- 民間公益活動を一層活性化させていく上では、「公益活動の担い手の増加」、「公益法人の新たな事業展開・挑戦の増進」、「公益法人に対する信頼の確保」、「公益法人への認知や支援(寄附等)の増大」などが重要な課題です。
- このため、委員会では、昨年12月に策定された「新公益認定等ガイドライン」における「基本的考え方」に基づき、
 - ① 公益認定や変更認定について、事前より事後のチェックを重視するとの考えの下で、法令で定められた認定基準に適合するか否かに基づいた迅速な審査
 - ② 法人の自律的なガバナンスの尊重を前提としつつ、ガバナンスの機能不全や重大な認定法違反に対する果敢な監督
 - ③ 公益法人への社会の認知を高め、寄附等の支援の増加につながる広報を進めてまいります。
- これらの多面的な取組に当たって、鍵となるのが「透明性」の向上だと考えています。
 - ・ 認定審査に要する期間に関する情報
 - ・ 認定・監督の事例、その他法人運営上の参考となる事例
 - ・ 公益法人の活動状況に関する情報などについて積極的な情報発信・広報を行い、「わかりやすい公益行政」を進めてまいります。公益法人を始めとする関係各位との「対話」を、重視してまいります。
- 新たな制度の下、委員会としても新たな挑戦を進めてまいりますので、ご理解とご支援のほど、お願い申し上げます。

第1章 令和7年度の主な取組

柔軟・迅速な民間公益活動の展開 に向けた取組

公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化

法令・ガイドラインの見直し（判断基準の明確化、申請書記載事項の明確化・簡素化、変更手続の見直し等）に加え、審査業務の運用についても見直し（委員会の即日答申の原則化、事務局組織再編（新規認定担当新設）、業務フローの見直しによる手戻り削減、「あるべき公益法人像を目指す観点からの支援」と「法に基づく審査」の峻別等）

- ⇒ ① 新規認定件数は、新制度施行後着実に増加傾向（**新規法人の増加**）。
 ② 変更認定件数は、届出事項の拡大に伴い大幅に減少（**手続負担の軽減**）。
 ③ **審査期間は新規認定・変更認定ともに短縮**（令和7年度になされた新規認定の申請は全て標準処理期間内に認定）。

【内閣府における審査実績】

		令和5年度処分	令和6年度処分	令和7年度処分 <small>([]内は令和7年度に申請があったもの)</small>
認定件数	新規認定	32件	57件	61件 【35件】
	変更認定	91件	88件	38件 【33件】
審査期間	新規認定	(平均)	161日	162日
		(中央値)	139.5日	127日
		(標準処理期間内)	34%	42%
	変更認定	(平均)	94日	94日
(中央値)	63日	56日		
(標準処理期間内)	18%	32%		
				76日 【39日】 45日 【37日】 84% 【100%】
				47日 【36日】 32日 【29日】 61% 【70%】

- 1 新規認定は着実に増加傾向
= 担い手の増加
- 2 変更認定は
届出事項の拡大に伴い減少
= 手続負担の軽減
- 3 審査期間は
新規認定・変更認定
ともに短縮
= 迅速な事業展開

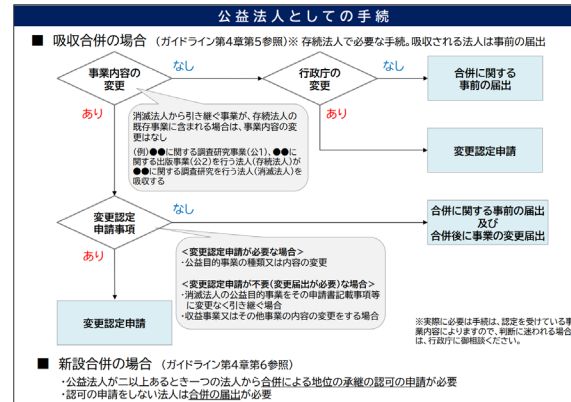
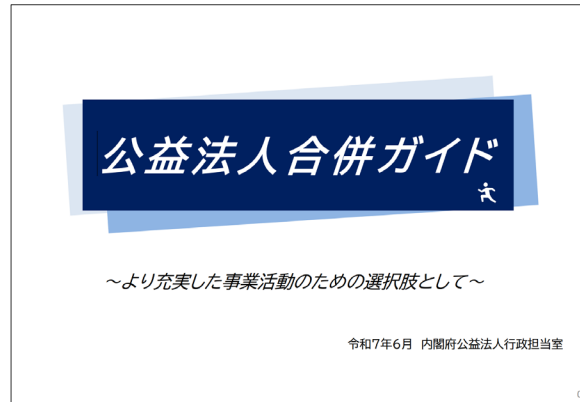
※ 上記審査期間は、補正期間の調整等を行っていない、申請から処分までの期間。
 ※ 標準処理期間は、新規認定については4か月（≒120日）、変更認定については40日。

法人の事業展開の参考となる情報の発信

公益法人が社会の変化等に対応して事業の改編や組織の再編を行い、柔軟・迅速に事業展開ができるよう、合併に関する手続をはじめ、法人の事業展開の参考となる情報を発信。

公益法人合併ガイドの公表(R7.6)

- 法人が今後の事業展開を検討する際に、合併が一つの選択肢として認識されるよう、法人運営の参考となる情報として「公益法人合併ガイド」を公表。
一般法人法を含めた合併のルール・手続、想定される合併の流れ、合併事例等を紹介。



メールマガジン等を通じた情報提供

- 公益法人関係者向けのメールマガジンにおいて、イベントの周知や制度紹介だけでなく、法人の事業展開の参考となるような情報を発信。

(参考)令和7年度に新たに周知した情報の例

- 寄附金控除に係るマイナポータル連携(マイナポータル経由で寄附金受領証明書のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する仕組み)に関する周知
- 内閣府賞勲局の認定を受けた公益法人への寄附に対する「紺綬褒章」の紹介
- 税額控除証明の更新に当たって空白期間が生じないようにするための余裕をもった申請に関する案内

制度運用の明確化等に向けた取組(ガイドライン改訂に向けた検討等)

- 令和7年4月の新法人制度施行後の動向、委員会における議論、法人等の関係者との対話などを通じて明らかとなった制度運用上の課題やニーズを踏まえ、ガイドラインの改訂等による制度運用の明確化を検討。
- あわせて、令和8年4月からの新公益信託制度のスタートに伴い、公益法人が公益信託の受託者等となる際の考え方等について整理。

ガイドライン改訂において主に想定される事項やその他の課題

1. 公益認定法令の運用の明確化

- 変更届出の要否の判断基準の明確化
- その他民間公益活動の活性化を図る上で必要と考えられる記載の明確化・充実化
(例:寄附の募集、資産運用等に関して各法人が様々な取組を行う上でガイドラインとの関係上明確化することが望ましいと思われる事項の充実化)

2. 新たな公益信託制度の開始に伴う対応

- 公益法人が新制度下で公益信託の受託者等になることを想定した記載の検討

3. その他

- 改訂にあわせた事例集の作成や公益法人に対する寄附の促進、公益法人の事業継続・人材不足対策等のテーマについても発信

⇒ 令和7年度は、幅広い関係者から、運用の明確化が必要な事項や情報発信を強化すべき点など、法人行政に関する幅広い御意見をいただき改訂に向けた検討を実施。

これらの検討結果を踏まえ、令和8年度にガイドラインの改訂・周知等を予定。

民間公益活動への信頼・協力の 拡大に向けた取組

透明性・信頼性向上に向けた法人の活動情報等の公開情報の充実

法人運営の一層の透明性の向上による国民からの信頼確保や、法人・法人活動に対する認知・理解の向上のため、公益法人に関する公開情報の充実を図った。

公益法人informationでの事業報告等の公表(R7.4~)

- 従来、行政庁に提出された事業報告等を閲覧するためには閲覧・謄写の請求手続が必要であったが、令和7年度からは、改正法に基づき、閲覧・謄写の請求手続を経ることなく、「公益法人information」上で事業報告等を閲覧できるよう公表を開始。今後、ユーザビリティの向上を図っていく。



委員会だより・YouTube等での公益法人の活動紹介

- 公式YouTubeにて公益法人の活動等を紹介。(令和8年3月時点で10法人を掲載)
- 委員会として対話を行った法人の活動等を、公益法人information、委員会だより、YouTubeで紹介。(令和7年度は法人等との対話において3法人、ブロック会議において16法人と対話を実施)
- 加えて、令和7年度からは、「公益認定等委員会だより」にて新規認定法人の活動紹介を開始。

YouTubeでの法人紹介動画



委員会だよりでの紹介

新規認定法人のご紹介

第7期公益認定等委員会において新たに認定を受けた公益認定法人の活動内容について今後ご紹介いたします。今回は4法人についてご紹介いたします。

(公財)浜教育財団(令和7年5月1日認定)

【事業目的(定款内容)】
学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な教育学部に在籍する大学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る優位な人材の育成に寄与することを目的とする。

【主な事業(令和7年6月現在)】
○奨学金給付事業
・給付期間:2年間
・人数:毎年度10名程度
※詳細条件は公式サイトにてご確認ください

【公式サイト】
<https://www.hama-foundation.org/>

ガバナンス強化に取り組む法人の支援

令和6年改正法により、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨の公益法人の責務規定が追加されたことも踏まえ、公益法人のガバナンス向上等の取組を支援するための情報提供等を実施。

令和8年度以降に提出される事業報告(令和7年4月以降に開始する事業年度に係る事業報告)では、法人が自主的に行ったガバナンス体制の充実を図るための取組の記載が必要となることや、ガバナンスの向上に取り組もうとする法人のニーズを踏まえ、引き続き情報提供を検討。

ガバナンスに関する事例集の公表(R7.4)

- これからガバナンス強化に取り組む法人や、自らの法人に相応しいガバナンス強化策を検討している法人などが参照できるよう、実際のガバナンス強化事例を具体的な法人名とあわせて紹介した「公益法人の自主的・自律的ガバナンス強化のための調査報告書」を令和7年4月に公表。

【主な内容】

- 実際のガバナンス強化事例を具体的な法人名とあわせて紹介
- 公益法人が事業改善や社会的課題解決のためにどのような取組を内部で行っているのかについてもわかりやすく紹介
(理事の選任に関する取組、法人の活動を日頃から把握することが難しい役員に対して定期的に法人の活動を発信する取組など)
- 令和8年度以降に提出される事業報告ではガバナンス体制の充実を図るための取組の記載が必要となることから、メールマガジンにおいて、ガバナンス事例集の概要を紹介するとともに、事業報告の記載イメージ等について情報提供。

行政による適正な事後チェック

事前より事後のチェックを重視するとの考えの下、法人の自律的なガバナンスの尊重を前提としつつ、ガバナンスの機能不全や重大な認定法違反に対する果敢な監督を実施するため、「不適切な事案の発生を予防するための一律的なチェック」から「事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック」へ転換。

立入検査の重点化

- 内閣府では、令和7年度から、基本的には全ての法人を対象として、概ね10年以内を目途に、各法人のガバナンス状況や事業内容等に応じて柔軟に判断して立入検査を実施することとした上で、定期提出書類の確認結果などから公益認定基準違反の可能性があると思われる場合や、法人運営の実態等を速やかに確認する必要があると思われる場合などには、これによらず、機動的に立入検査を行うこととしている。

事例

令和7年度においては、不祥事案の発生した法人に対して機動的に立入検査を実施し、その結果を踏まえ、事案の判明から1月程度で監督処分を実施した。

定期提出書類の確認

- 令和6年12月の公益認定等ガイドライン改訂において、定期提出書類の提出がない場合や、必要な事項の未記載や重大な誤りがある場合には、情報開示の適正性を欠き、法令遵守が徹底されていないと認められることから、経理的基礎や技術的能力の欠如が疑われるとして、速やかに監督処分等を行う方針を明記。

事例

令和7年度においては、定期提出書類の提出がなされない法人に対して、勧告・命令を実施。

その他の取組

- 立入検査の重点化、定期提出書類のチェック強化等に対応するため、事務局において、監督を横串で総括する担当を新設。
- 監督処分等に関する予見可能性を高め、自律的・自発的な改善を促すといった観点も踏まえ、法人に対する行政庁の勧告・命令等の監督処分の実施状況やこれらを踏まえた法人の改善状況について、令和7年度から一覧性をもったかたちでの公表を開始。

民間公益活動活性化のための 環境整備

寄附促進等を通じた民間公益活動の活性化に向けた取組(令和7年度の取組の全体像)

- 令和7年度においては、民間公益活動の活性化に向けて、特に民間公益活動を支える寄附の促進等をテーマに、制度運用上の課題の発掘や、公益法人の認知度・信頼性の向上による支援増加のため、関係者との対話を実施。
- また、公益信託制度の普及に向けたワークショップ等を通じて、民間公益活動を支える寄附者の目線でのニーズ把握を実施。
(あわせて、ソーシャルセクター関係者の目線を取り込んだ業務運営に向け、ソーシャルセクター・民間企業・土業等との人材交流を強化)

公益法人等の関係者との対話

公益対話フォーラム(R7.12)

- 民間公益活動の活性化をテーマに、令和7年12月10日に「対話フォーラム」を開催。

都道府県・地域の公益法人との対話(R7.10~11)

- 例年実施しているブロック会議において、制度説明等に加え、新たに以下の取組を実施。
 - ・ ガイドライン改定に向けた意見募集、寄附促進に向けた課題・事例等の共有(都道府県)
 - ・ 公益法人制度に対する意見、活動を進める上での課題感等のヒアリング・意見交換(法人)

法人等との対話(R7.10、R8.1)

- 令和7年度は、寄附の促進等をテーマに、制度運用上の課題の発掘、特徴的な事例の収集、内閣府に求められる取組のニーズ把握等を実施。

寄附者目線でのニーズ把握

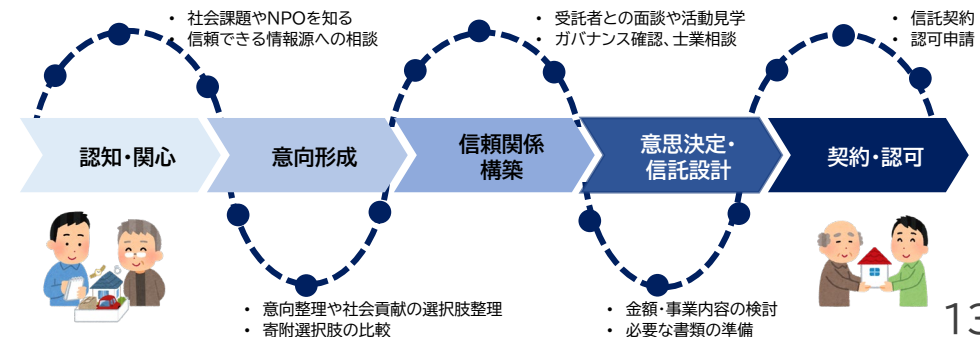
公益信託ワークショップ(R7.9~10)

- 公益信託の具体的な事業モデルやニーズの把握、制度活用促進に向けた横展開可能なモデル事例の創出を目的に、ワークショップを開催

富裕層を中心とする寄附実態調査

- 公益法人への寄附の促進、公益信託の活用促進等に向けて、富裕層の寄附意向等を把握するため、ヒアリング調査やアンケート調査を実施。

【参考】公益信託のドナージャーニー(寄附に至るまでの寄附者目線での一連の流れ)



個別の取組①(新しい公益対話フォーラムの開催)

令和7年12月10日に「対話フォーラム」を開催

→ 現地約150人、オンライン約400人が参加

(資料等は公益法人informationに掲載：<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/wx1jyg22sk.html>)



令和7年度は寄附の促進等を通じた
民間公益活動の活性化をテーマに、
「寄付白書2025」に関する講演、
「寄附文化の醸成」に関するパネルディスカッションを実施

パネルディスカッションでの主な議論(テーマ「寄附文化の醸成」)

- 相続財産の活用・地域内での資金循環という観点での遺贈寄附の可能性
- 株式会社による寄附のニーズ
- 冠基金、日本版DAFなどの寄附募集の工夫例
- 寄附を受ける非営利組織としての戦略的な情報発信や、信頼性・インパクトの見える化の必要性
- 非営利法人に関する政府内での横串での情報発信の必要性

※ パネルディスカッションの議論の詳細については、以下も参照

- 動画 : 公益法人information <https://www.koeki-info.go.jp/commissions/wx1jyg22sk.html>
- 詳細概要 : 委員会の活動振り返り資料 <https://www.koeki-info.go.jp/corporations/documents/ztqzlrff1s.pdf>



個別の取組②(ブロック会議(都道府県・都道府県所管法人との対話))

実施内容

- 都道府県との意見交換
 - ・ 公益法人の審査・監督等に関する意見交換(ガイドライン改定に向けた意見募集、寄附促進に向けた課題・事例等)
 - ・ 内閣府からの情報共有(公益信託制度の概要(都道府県で必要となる対応等)、公益法人制度の最近の動向)
- 地域で活動する公益法人との意見交換
 - ・ 公益法人制度に対する意見、活動を進める上での課題感等についてヒアリング・意見交換

意見交換の主な概要

※ 詳細については以下を参照

<https://www.koeki-info.go.jp/corporations/documents/ztqzlrff1s.pdf>

- 制度運用については、変更認定と変更届出のいずれに該当するかの判断、事業計画・事業報告の記載方法、新制度下での立入検査や定期提出書類確認の方法、新しい公益信託制度の具体的な運用イメージ等について意見交換。
- 寄附促進については、法人や事業の検索性の向上、寄附募集の参考となる事例集の必要性などについてコメントがあったほか、電子決済手段の活用や企業との連携など多様化する寄附募集方法の事例について共有があった。

令和7年度の開催実績

実施日程	ブロック	対話を行った法人	出席委員
10/2～10/3	中国四国	(公財)えひめ女性財団、(公社)愛媛県畜産協会、(公社)愛媛能楽協会	湯浅委員、黒田委員
10/16～10/17	東海北陸	(公財)名古屋まちづくり公社、(公財)明治村、(公財)刈谷少年少女発明クラブ	湯浅委員、黒田委員
10/23	関東甲信越静	(公財)とちぎ未来づくり財団、(公財)とちぎ男女共同参画財団、(公財)栃木県国際交流協会	生野委員、北村委員、原田委員
11/12～11/13	北海道東北	(公財)いわて産業振興センター、(公財)いきいき岩手支援財団、(公財)盛岡市文化振興事業団	清水委員長、生野委員
11/20	九州	(公財)おきなわ女性財団、(公財)沖縄県メモリアル整備協会、(公財)沖縄県文化芸術振興会、(公財)沖縄県産業振興公社	生野委員、黒田委員
11/27～11/28	近畿	(公財)琴ノ浦温山荘園、(公財)南方熊楠記念館、(公財)島財団	湯浅委員、石津委員

個別の取組③(法人等との対話)

「法人等との対話」について

- 令和7年4月の第7期委員会発足に当たっての委員長談話では、公益法人による民間公益活動の活性化を図る上で、「透明性」や、関係者との「対話」を重視。
- こうした活動の一環として、「法人等との対話」を開催し、制度運用上の課題等や改善点等を明らかにし、今後の取組に反映させるとともに、こうした活動のプロセス自体を積極的に情報発信していく。

令和7年度の「法人等との対話」について

※ 詳細については以下を参照

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/3pnb8leyf1.html>

- 令和7年度は、寄附の促進等を通じた民間公益活動の活性化をテーマに、制度運用上の課題の発掘、特徴的な事例の収集、内閣府に求められる取組のニーズ把握等を実施。

寄附の受け手である助成・奨学金等の事業を行う公益法人関係者との意見交換

(公財)孫正義育英財団 源田事務局長

(公財)サントリー芸術財団 田中専務理事

(公財)伊藤謝恩育英財団 藤岡常務理事・事務局長

第1回

令和7年
10月10日

【主なコメント】

- ・ 寄附募集の考え方(財団の想いや設立趣旨への共感、寄附金収入増加に伴う財務規律への影響等)
- ・ 奨学金財団における工夫(奨学生間の交流機会の提供、卒業生を含めたコミュニティ形成)

民間公益活動に寄附を通じて資金提供を行う富裕層に助言を行う立場の関係者との意見交換

(株)三井住友銀行 プライベートバンキング企画部 シェーフアー部長、堀部長

フィランソロピー・アドバイザーズ(株) 藤田代表取締役

第2回

令和8年
1月30日

【主なコメント】

- ・ 株式会社による寄附のニーズへの対応や、寄附者による助成先選定の助言など制度面での検討の必要性
- ・ 内閣府との直接のコミュニケーションの強化や情報発信の拡充による制度に関する誤解の解消の必要性
- ・ 民間公益活動の定義の明確化、フィランソロピー・アドバイザーの普及や人材育成の必要性

個別の取組④(富裕層を中心とする寄附実態調査)

調査の背景・目的

- 寄附促進等を通じた民間公益活動の活性化に当たっては、寄附者の意向や寄附に当たっての動機・障壁となっている点について明らかにすることが重要。
- 公益法人に対する寄附者や公益信託の委託者となり得る一定の資産を有する個人について、資産や寄附経験といった属性、寄附における具体的な意向、寄附実施の懸念点等について調査を行い、制度の利用拡大に向けた今後の制度検討や広報に資する知見を獲得することを目的として、富裕層を中心とする寄附実態調査を実施。

実施内容

- ヒアリング調査 (10名)
- アンケート調査 (224件)
- 国内外の先行事例の調査 (エキスパートインタビュー)
- 調査研究報告書の作成

調査から見えた主なポイント

1. 富裕層の寄附認知・動機付け

- 金融機関による初期的な情報提供
- フィランソロピーアドバイザーによる伴走支援
- 褒章制度の活用
- 日本版DAFは制度的に可能

2. 富裕層の寄附実施における障害やハードル

- 相談体制の課題と柔軟な対応の必要性
- 多様な相談窓口としての専門人材の不足
- 寄附に対するポジティブな社会の雰囲気醸成
- 受け手組織のキャパシティ不足

3. その他公益制度全般での課題

- 制度についての情報基盤の未整備
- 提出書類の簡素化と運用の柔軟性
- 公益認定の不透明さや租特40条適用の不確実さの改善
- 中小企業による寄附を推進する仕組み

公益法人行政におけるDXの推進①

大規模な改修を必要とするUIUXの改善等は、原則として令和10年度システム更改にあわせて実施予定。令和7年度は、制度改正等に伴い必要な改修等を行うとともに、予算の範囲で追加改修を実施。

令和7年度のシステム整備等

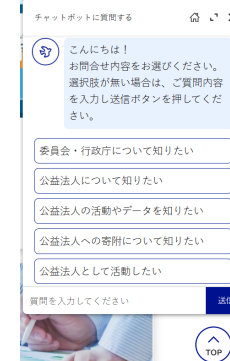
令和7年4月に改正公益法人法が施行されたことを踏まえ、

- 新たな制度に合わせたシステムをリリース。
- 令和7年4月以降に提出された定期提出書類は、公益法人の情報を一元的に閲覧・利用できるプラットフォームとして公益法人informationにおいて一元的に公表。
(当該プラットフォームについては、システム更改により、抜本的な見直しを予定)

公益法人informationのデザインの刷新

公益法人informationの全面リニューアルを実施

- サイトの構造を見直し、利用者が直感的に理解しやすいUIに改善
- AIチャットボットを導入し、利用者に適した情報を素早く提供
- FAQなどの情報をPDFからHTML化に変更するなど、利便性を向上
- Webサイトをスマートフォンでも利用可能とするレスポンシブデザインへの変更



次期システムに向けた検討

令和10年度のシステム更改に向けて、次期システムのグランドデザインを整備。
令和8年度以降、都道府県、法人関係者、国民等との対話を行いつつ、要件定義を行う。
令和10年春には、初期モデルを公開、既存システムとの並行稼働による習熟期間を設け、
令和10年秋の全面更改を目指す。

【検討事項】

- 行政手続のデジタル完結(UIUXの改善、情報連携の推進等を含む。)による法人関係者の利便性向上。
- データ化による行政の効率性向上(BPRの徹底(紙を前提としない行政/業務の標準化など))
- データを活用した審査・監督(行政の高度化)。AIの活用を視野。
- オープンデータの推進により行政及び公益法人の活動の透明化。寄附者等の利便性向上。
- ベースレジストリの導入により、登記事項証明書の添付省略、データプレプリントなど入力負担軽減。
- オフライン様式から入力フォーム方式へ変更。入力段階でのアラートなどシステムチェック機能を強化。

新しい公益信託制度の施行対応

新たな公益信託制度の運用基準等の整備(公益信託ガイドラインの策定等)

令和8年4月の新たな公益信託制度の施行に向け、「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」での議論等を踏まえ、政省令の制定(委員会に諮問の上令和7年6月公布)、公益信託ガイドライン(令和7年12月委員会決定)等の運用ルール整備を実施。

法令	公益信託法 (R6.5公布)	公益法人と共通の枠組みの認可・監督制度の創設 <ul style="list-style-type: none">公益信託の担い手や信託財産・事務の範囲拡大
	信託法	公益信託を含む信託全般について規律 (公益信託法では信託法を引用・読み替えており、信託法についても適宜参照する必要)
	政省令(R7.6公布) ※ 公益信託法施行令、同施行規則、 信託法の読替えに係る合同命令	認可基準・財務規律等に関する詳細な要件を規定 <ul style="list-style-type: none">信託行為に定めるべき事項、受託者等の能力要件、財務規律の具体的要件 等
基準	公益信託認可等 ガイドライン (R7.12決定)	法令等の解釈・運用や審査・監督の基準・考え方を示す <ul style="list-style-type: none">受託者等が申請・事業活動を行う上での参考や、行政が職務を実施する上での指針となるよう、審査・監督等に関する具体的な考え方や運用指針を示す。公益信託の性質に照らして取扱いを異にする必要があるものを除き、公益法人と同様の枠組みとする(適宜公益認定等ガイドラインを参照)。 <p>【参考】ガイドラインの構成(公益認定等ガイドラインと同様)</p> <p>①基本的事項(総則)、②公益性の判断、③認可基準等、④申請手続等、⑤財務規律等、⑥監督、⑦移行認可(経過措置)</p>
	モデル契約書 (特定資産公益 信託版はR8.3公表)	信託の専門家以外も制度に参入できるよう、ニーズが高いと想定される事業類型について信託契約書のイメージを示す(特定資産公益信託版+株式配当版) <ul style="list-style-type: none">公益事務、信託財産、委託者・受託者・信託管理人などの各主体の権限・事務・変更方法、信託報酬などの規定の仕方についてイメージを示す。
実務参考資料	認可申請等の手引き (R8.3以降順次公表)	受託者等が認可申請を行う際に参照する具体的な手順等を示す <ul style="list-style-type: none">申請書類の記載方法など、認可申請等の実務上必要となる情報を示す。

新公益信託施行に向けた周知・広報

令和8年4月の施行に向け、制度周知とあわせて、ニーズ把握、モデル事例の創出に向けたワークショップ等を実施。

公益信託ワークショップ(R7.9~10)

公益信託の具体的な事業モデルやニーズの把握、制度活用促進に向けた横展開可能なモデル事例の創出を目的に、ワークショップを開催



令和7年9~10月に計3回実施
助成財団等6団体のほか、
中間支援組織の有識者が参加

ワークショップの詳細は「公益法人information」参照
<https://www.koeki-info.go.jp/trust/irmpg4iwob.html>



制度説明会・ミニワークショップ(R8.1~3)

公益信託関係者、公益法人、NPO等今後新たな公益信託の活用を考えている方向けの説明会・ワークショップを実施

ミニワークショップでは、
新たな公益信託制度への理解を深めるとともに、
自団体や活動地域・活動領域においてどのように
公益信託制度を活用すればよいか、ともに検討。

ミニワークショップで使用したワークシート



新たな公益信託 デザイン・キャンパス

団体名: _____
名称: _____

参加団体	公益信託活用案
(一社)全国フードバンク推進協議会	遊休倉庫を活用したフードバンク拠点整備事業
(公財)長野県みらい基金	古文書公益信託による歴史文化の保存と記録
(公財)ちくご川コミュニティ財団	不登校のこどもに対するフリースクール費用助成
(公財)泉北のまちと暮らしを考える財団	南大阪子ども・若者まなびの森/南大阪エコビレッジ・トラスト
(特活)キッズドア	困窮世帯のこどもを対象とした居場所/学習スペース提供

(特活)全国こども食堂支援センター・むすびえ
こども食堂を通じた地域包括支援



内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」

「公益信託」をもっと身近に、もっと分かりやすく伝えるためイメージキャラクターを作成ぬいぐるみ、クリアファイルなどのノベルティや、ポスターや制度解説動画のナレーターなどさまざまな分野で活躍

内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」



新たな公益信託制度のイメージキャラクター「こうえきしんたくん」。公益信託の英名「Charitable Trust (チャリタブルトラスト)」にちなんで、自転車(チャリ)に乗った虎(トラ)のキャラクターです。背負ったリュックの中には「委託者*の思い」が詰まっており、それを不特定多数の者に届けて回っています。*委託者とは、公益信託制度における信託する財産を提供する寄附者を指します。

内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」

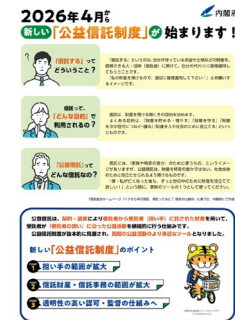


利用規約等の詳細は「公益法人information」参照
<https://www.koeki-info.go.jp/trust/tnrmsdi13y.html>

YouTube15秒CM



クリアファイル、ポスター



ぬいぐるみの作成



第2章 審査・監督等に関する状況

※ 内閣府における制度運用状況の全体像を示すという観点から、委員会の事務処理だけでなく、行政庁（内閣総理大臣）として実施した処分等の状況についても記載している。
また、本資料では、内閣府の処理状況のみを記載しているが、都道府県も含めた全体の処理状況（認定件数等）については、今後とりまとめる「概況調査」にて公表を予定している。

公益認定に係る審査

公益認定

- 公益目的事業を行う一般法人が公益認定を求める場合は、行政庁に申請し、行政庁の認定を受けることができる。行政庁は、処分を行う場合には、認定法等の定める欠格事由に該当する場合等を除き、委員会等に諮問しなければならない。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内閣府における申請件数	51	52	46	58	52
内閣府における認定処分件数	42	41	31	51	61
内閣府における不認定処分件数	1	0	0	0	1
内閣府における取り下げ件数	32	26	23	24	14

変更認定・変更届

- 公益法人は、公益目的事業の種類又は内容の変更等を行おうとするときは、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。行政庁は、処分を行う場合には、認定法等の定める欠格事由に該当する場合等を除き、委員会等に諮問しなければならない。
- また、認定法施行規則第9条で定める軽微な変更があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- なお、令和7年4月に施行された新制度では、従来変更認定を要することとされていた事項の一部(収益事業等の内容の変更等)について、変更届出事項に改められた。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内閣府における変更認定申請件数	107	103	99	61	40
内閣府における変更認定処分件数	105	88	92	88	38
内閣府における変更届出件数	3,020	3,021	3,060	3,102	3,302

公益法人の合併・解散・認定取消申請

合併の届出等

- 公益法人は、合併をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出る必要がある。また、公益法人が新設合併契約を締結した場合において、行政庁の認可を得て、当該新設合併により設立する法人に公益法人の地位を承継させることができる。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合併の届出件数	1	5	1	0	10
地位承継の認可申請件数	0	0	0	0	0

解散の届出

- 公益法人が合併以外の理由により解散した場合には、その清算人等は、その旨を行政庁に届け出なければならない。なお、解散後は、法令及び定款の定めに従い清算手続を行い、残余財産を類似目的の他の公益法人等に帰属させることとなる。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
解散件数	7	5	5	6	10

公益認定の取消申請

- 公益認定の取消しには、①公益法人からの申請に基づいて行政庁が取消しを行う場合と、②行政庁が自らの権限の行使として取消しを行う場合とがある(②行政庁が自らの権限の行使として行う取消しについては、監督処分として後述)。公益認定を取り消されても、一般法人として法人格は継続するが、公益目的事業のために法人が保有していた資産が引き続き公益目的のために用いられるよう、公益目的取得財産残額に相当する額を類似目的の他の公益法人等に贈与しなければならない。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自主的な申請に基づく取消し件数	4	0	4	1	1

公益法人の寄附金税制等

個人からの寄附金に係る寄附金控除

- 個人が公益法人に寄附を行ったときは、所得税の控除(所得控除・税額控除のいずれか(税額控除は一定の法人のみ))や、個人住民税の税額控除(自治体により条例で指定されている場合)を受けられる。
- このうち、所得税の税額控除については、以下のいずれかの要件に該当するものとして行政庁の証明を受けた公益法人への寄附が対象。
 - ① 3,000円以上の寄附者が年平均100人以上かつ寄附金額が年平均30万円以上
 - ② 法人の総収入金額に占める受入寄附金総額の割合が20%以上

令和7年度の内閣府における税額控除に係る証明件数(更新を含む)	53件
令和8年4月1日時点における内閣府所管の税額控除対象法人数	505法人

※ 税額控除対象法人については公益法人informationからも検索可能

個人が現物を寄附した際の譲渡所得税等の非課税

- 個人が含み益のある現物資産を公益法人に対して寄附した場合において、当該寄附が一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、当該含み益に係る譲渡所得税等は非課税となる。
- 当該譲渡所得税等の非課税の特例に関し、寄附財産が一定の要件を満たす基金に組み入れる方法により管理される、役員やその親族等以外の者からの寄附であるなどの要件を満たす場合には、一定期間内に国税庁長官の承認・不承認の決定がなかったときは、その承認があったものとみなされ、非課税となる(承認特例)。
- 上記承認特例を受けるに当たっては、寄附を受け入れる公益法人は、一定の要件を満たす基金を設置し、当該要件を満たすことについて行政庁の確認・証明を受ける必要がある。

令和7年度の内閣府における譲渡所得税等の非課税措置に係る基金の証明件数	6件
令和8年4月1日時点において基金につき証明を受けた内閣府所管の法人数(累計)	38法人

定期提出書類等の審査・立入検査・報告徴収

定期提出書類等の審査

- 公益法人が定期的に行政庁に対して提出することとされている事業計画書や事業報告などについては、その写しを委員会等に送付しなければならないとされている。委員会等は、送付された書類等の審査を行い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、必要があると認めるときは、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができる（令和7年度においては5,447件の審査を実施）。

立入検査

- 委員会等（欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては行政庁）は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- 内閣府では、事後チェックの強化やメリハリ付けの観点から、令和7年度から、基本的には全ての法人を対象として、概ね10年以内を目途に、各法人のガバナンス状況や事業内容等に応じて柔軟に判断して立入検査を実施することとした上で、定期提出書類の確認結果などから公益認定基準違反の可能性があると認められる場合や、法人運営の実態等を速やかに確認する必要があると認められる場合などには、機動的に立入検査を行うこととしている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内閣府における立入検査実施件数	356	591	395	356	321

報告徴収

- 委員会等（欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては行政庁）は公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができる。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内閣府における報告徴収実施件数	14	4	5	6	3

令和7年度 報告徴収の内訳(内閣府)

No	法人種別	報告要求実施日	主な内容	報告書提出日
1	公社	令和7年6月16日	(1)変更届出の未提出について (2)備置き書類の未整備などについて (3)短期借入金の借入及び返済手続きについて (4)内部組織の活動及び経理について	令和7年7月14日 ※ 当該報告書の扱いについてはNo2参照
2	公社	令和7年7月28日	(No1と同様) ※ No1の報告要求に対して法人から提出された資料について、当該報告要求で求めた報告書の提出があったものとは認められないことから、再度報告を求めたもの。	令和7年9月29日 ※ 当初期限は8月27日
3	公財	令和7年7月28日	経理的基礎及び技術的能力について (法人が有する債権・債務の状況、経理処理の根拠、公益目的事業の実施状況、会費収入の状況)	令和7年8月29日

制度の概要

- 委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる。また、行政庁は、委員会等の勧告に基づく場合等以外に、勧告、命令、公益認定の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない。

令和7年度の事務処理状況

- 令和7年度においては、委員会は、内閣総理大臣に対して、公益法人に対する勧告を行うべき旨の勧告を3件行った。
- また、内閣総理大臣から、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることとしたい旨の諮問を受けて、当該措置を講じることを命ずることが相当である旨を答申を1件行った。
- なお、公益認定取消しについては、勧告及び答申の実績はなかった。

【委員会の勧告・答申を受けて行政庁が実施した監督処分等】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内閣府における勧告件数	2	0	0	1	3
内閣府における命令件数	0	0	0	0	1
内閣府における公益認定取消件数	0	0	0	0	0

※ 公益認定取消しについては、法人からの取消申請に基づくものを除く。

【参考:委員会から内閣総理大臣への勧告・答申】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
委員会から内閣総理大臣への勧告	2	0	0	1	3
委員会から内閣総理大臣への答申	0	0	0	0	1

※ いずれも、委員会からの勧告・答申を受けて内閣総理大臣が監督処分等を実施

令和7年度 勧告の内訳(内閣府)

No	日付	法人名称	勧告の概要
1	令和7年 6月25日	公益社団法人 日本駆け込み寺	<p>認定法第5条第1号(公益目的事業を行うことを主たる目的とすること)及び同条第2号(技術的能力を有すること)に適合するため、以下の措置を講ずること。</p> <p>(1)当該法人の相談等事業の実施が著しく困難となった事態の経緯、事実関係、要因の分析及び役員等の責任の所在の明確化</p> <p>(2)毀損された信頼を回復するための再発防止策の策定・実施</p> <p>(3)(1)及び(2)の分析及び検討に当たり、コンプライアンスに知見を有した第三者の意見を踏まえること。</p> <p>(4)勧告を受け、講じた措置の内容を令和7年7月31日までに行政庁に書面で提出すること。</p>
2	令和7年 12月24日	公益財団法人 日本サイクリング 協会	<p>公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎(認定法第5条第2号)を早急に回復、確立するため、以下の措置を講ずること。</p> <p>(1)令和6年度の計算書類及び財産目録について、当該法人の財務状況を正確に反映したものとなるよう修正すること。</p> <p>(2)修正した計算書類に基づき、法人の財産基盤の確保のため追加的に必要な財産を令和8年3月31日までに確保すること。</p> <p>(3)上記措置の結果について、根拠となる証憑等を添付し、令和8年3月31日までに行政庁に書面で提出すること。</p>
3	令和7年 12月24日	公益社団法人 日本青伸会	<p>以下の措置を講ずること。</p> <p>(1)役員の変更(未届分)について、認定法第13条第1項の規定に基づいて速やかに(遅くとも令和8年1月30日までに。以下同じ。)行政庁に届け出ること。</p> <p>(2)認定法第21条の規定に基づき、事務所に必要な書類を速やかに全て備え置き、閲覧請求に対応可能な状態にした上で、その旨を行政庁に報告すること。</p> <p>(3)認定法第22条第1項の規定に基づき、令和6年度の財産目録等(事業報告、計算書類等を含む。)を速やかに行政庁に提出すること。</p> <p>(4)認定法違反の状態が生じた原因分析(法人のガバナンス上の課題の明確化を含む。)及びこれを踏まえた実効性のある再発防止策を令和8年1月30日までに提出すること。</p>

令和7年度 命令の内訳(内閣府)

No	日付	法人名称	命令の概要
1	令和8年 2月17日	公益社団法人 日本青伸会	<p>以下の措置を講ずること。</p> <p>(1)認定法第21条の規定に基づき、事務所に(2)の財産目録等を含む必要な書類を速やかに全て備え置き、閲覧請求に対応可能な状態にした上で、その旨を行政庁に報告すること。</p> <p>(2)認定法第22条第1項の規定に基づき、理事会や社員総会の決議等、適正な手続を経て作成した、令和6年度の財産目録等を速やかに行政庁に提出すること。</p> <p>(3)(1)及び(2)について、遅くとも令和8年3月17日までに行政庁に報告及び提出を行うこと。</p> <p>また、勧告により指摘した認定法第13条第1項、第21条及び第22条第1項に違反する状態が生じた原因分析(法人のガバナンス上の課題の明確化を含む。)及びこれを踏まえた実効性のある再発防止策について、令和8年3月17日までに行政庁に書面で提出すること。</p>

移行法人の審査・監督

移行法人に係る認可審査等

- 移行法人は、公益目的支出計画を変更(軽微なものを除く。)する場合は、あらかじめ、行政庁の認可を受ける必要がある。行政庁は、変更認可に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない。
- また、変更認可が必要ない場合であっても、移行法人は、一定の事項(例えば、法人の代表者の氏名等)に変更があった場合は、行政庁に届け出る(変更届出)必要がある。行政庁は、変更届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない。
- なお、移行法人が公益目的支出計画の実施を完了したときは、行政庁から公益目的支出計画の実施完了の確認を受けることができる。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内閣府における変更認可件数	41	21	22	19	17
内閣府における変更届出件数	235	230	213	196	176
内閣府における公益目的支出計画完了法人数	66	59	57	43	45

※ 令和8年4月1日現在で、内閣府所管の移行法人は893法人(暫定値)

移行法人の監督

- 委員会等は、移行法人について、公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、立入検査・報告徴収を行うことができる。
- 委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、勧告、命令の勧告、認可の取消しその他の措置をとることについて、認可をした行政庁に勧告をすることができる。また、行政庁は、委員会等の勧告に基づく場合等以外に、勧告、命令、認可の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない。
- 内閣府においては、令和7年度において、移行法人に対する立入検査、報告徴収、勧告、命令、認可取消しの実績はなかった。

参考1 制度に関する基礎資料

- 公益認定等委員会について
- 公益法人・公益信託制度の変遷
- 公益法人について(制度概要、公益法人の概況、公益法人のガバナンス、税制)
- 移行法人について(制度概要)
- 公益信託について(制度概要)

委員会の役割

- 委員会の主要業務は、以下の3つ。
 - ① 公益認定申請の**審査**(新規認定、変更認定)
 - ② 公益法人の**監督**(報告徴収、立入検査、勧告等)
 - ③ 法人との**対話**

※認定・勧告等は、委員会の答申を受け、内閣総理大臣の名で実施。

※報告徴収・立入検査は、公益認定法による内閣総理大臣の権限の委任に基づき、委員会の名で実施。

第7期委員名簿

◎		清水 新一郎	日本航空(株)副会長		石津 寿恵	明治大学副学長、同経営学部専任教授
○★		湯浅 信好	公認会計士、元EY新日本有限責任監査法人パートナー		北村 聡子	弁護士、半蔵門総合法律事務所パートナー
★		生野 考司	元 さいたま家庭裁判所長		原田 大樹	京都大学大学院公共政策連携研究部教授
★		黒田 かをり	元 (一財)CSOネットワーク事務局長・理事			

◎委員長 ○委員長代理 ★常勤委員

※ 一部行政庁としての活動も参考として記載

	H18.6	公益法人制度改革関連三法公布	
第一期 (H19.4～ H22.3)	H19.4	第一期委員会発足	
	H20.4	公益認定等ガイドライン・公益法人会計基準決定	
	H20.12	新公益法人制度施行	
第二期 (H22.4～ H25.3)	H22.4	第二期委員会発足	
	H23.3	「東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ」発出	
第三期 (H25.4～ H28.3)	H25.4	第三期委員会発足	
	H25.2	委員長メッセージ「所見～スポーツ指導における暴力行為等の問題に関連して～」発出	
	H25.11	新公益法人制度への移行期間終了	
第四期 (H28.4～ H31.3)	H28.4	第四期委員会発足	
	H31.3	「新公益法人制度10年を迎えての振り返り」報告書公表	
第五期 (H31.4～ R4.3)	H31.4	第五期委員会発足	
	R2.5	公益法人会計基準改正 (参考：R2.12「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」公表)	
第六期 (R4.4～ R7.3)	R4.4	第六期委員会発足 (参考：R5.6「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議（最終報告）」公表)	
	R6.5	公益法人法改正法、新公益信託法公布	
	R6.12	公益認定等ガイドライン改訂、新公益法人会計基準決定	
第七期 (R7.4～)	R7.4	第七期委員会発足・改正公益法人法施行 「第7期委員会発足に当たっての談話～更なる公益活動の活性化に向けて～」発出	
	R7.12	公益信託ガイドライン決定	

明治

大正

昭和

平成

令和

平成18年公益法人改革

令和6年公益制度改革

旧公益法人制度
(明治31(1898)年～)

法人設立の主務官庁制・許可主義の下、法人の設立と公益性の判断が一体

- 自由裁量
- 縦割り行政

現行公益法人制度
(平成20(2008)年～)

主務官庁による裁量的な許可制度を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離

- 一般法人の設立(登記のみで設立)と「公益性」の認定の分離
- 法定の明確な基準による一元的な公益認定

(令和7(2025)年4月～)

法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能に。
透明性と法人自らのガバナンス向上で国民からの信頼・支援を獲得。

- 財務規律の柔軟化
- 行政手続の簡素化・合理化
- 自律的ガバナンスの充実、透明性向上

旧公益信託制度
(大正11(1922)年～)

- 主務官庁の自由裁量による許可制
(平成18年信託法全面見直し時には公益信託の実質見直しはなし)

新公益信託制度
(令和8(2026)年4月～)

公益法人と共通の枠組みで使いやすい制度とすることで、国民の選択肢を拡大し、民間公益活動の活性化を図る。

- 公益法人と共通の透明性の高い認可制度へ
- 公益信託の担い手や信託財産・事務の範囲拡大

公益法人

公益信託

公益法人制度の見直し(令和7年4月施行)

新たな公益信託制度の創設(令和8年4月施行)

Before(改革前) …公益法人、公益信託の潜在力を発揮できていない

法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円

➔ 多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応し、社会的課題を解決する主体として**大きな潜在力**

にもかかわらず…

- ・ 儲けてはいけない、溜め込んではいけないというルールのせいで資金の有効活用や積極的な事業拡大がしにくい
- ・ 事業内容の「変更認定」手続に時間がかかり、機動的な対応ができない
- ・ 報告書を毎年提出しているのに、定期的な立入検査があり、負担が大きい
- ・ 公益法人は制約が厳しいので一般法人として活動した方がよいとの声

- ・ 信託件数約400、公益事業費(助成等)年間30億円、信託財産500億円、
- ・ 「受託者」が信託財産を活用し、委託者の意思を反映した公益活動を実施
- ➔ ある程度資産を有する者の社会貢献のツールとして**大きな潜在的需要**

にもかかわらず…

- ・ 100年前の法律の見直しが行われていない。
- ・ 主務官庁の許可や監督の基準がバラバラ(主務官庁の裁量)
- ・ 税制優遇を得るためには、金銭の信託しか認められず、信託会社しか受託者になれないなど制約が多い。

「公益二法」(改正公益法人認定法、新公益信託法)の成立(令和6年5月) (合わせて、「公益認定ガイドライン」の全面改訂(令和6年12月)等)

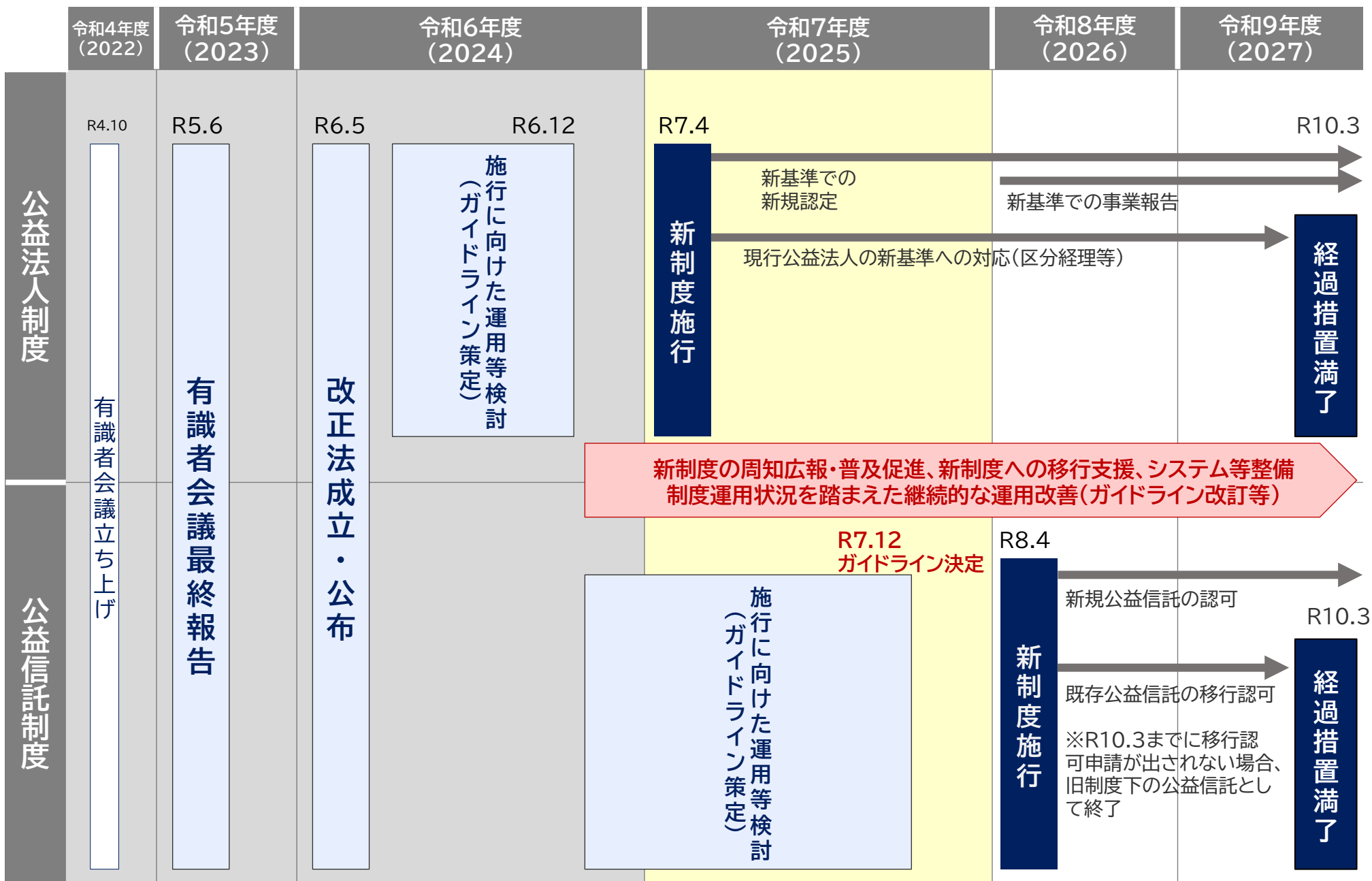
After(改革後) …使いやすい制度となることで、国民の選択肢を拡大し、民間公益の活性化へ

- 法人の経営判断で、社会的課題への機動的な取組を可能に
 - ← 「財務規律の柔軟化・明確化」(より自由な資金活用が可能に)
 - ・ 公益目的事業の「単年の収支相償」から「中期的(5年間での)収支均衡」へ
 - ・ 使途不特定財産の保有について、災害等の不測の事態に対応可能なルールに
 - ← 「行政手続の簡素化・合理化」(より迅速な事業展開が可能に)
- 「自律的ガバナンスの充実、透明性の向上」で、国民の信頼・支援を
 - ・ 外部理事・監事の導入
 - ・ 自律的なガバナンス充実の取組を事業報告に記載
 - ・ 行政庁による財産目録等の公表
 - ・ 透明性向上等を法人の責務として明記

公益活動における
相互のシナジー

- 公益法人と共通の枠組みでより使いやすい制度に
 - ・ 主務官庁制度は廃止
 - ・ 公益信託のガバナンスを法定(信託管理人の必置、委託者の権限を限定)
 - ・ 認可基準等を法律で明記
 - ・ 公益法人と共通の行政庁・独立した委員会が公益信託の認可・監督
 - ・ 受託者が信託会社以外となる場合や金銭の信託以外の信託の場合にも税制優遇(公益信託認可に連動した税制上の措置)

令和6年公益制度改革の「これまで」と「これから」



一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、公益認定申請を行い、行政庁の認定を受けると公益社団法人・公益財団法人となる。

＜一般社団法人・一般財団法人＞

- 設立 → 準則主義 登記のみで設立
- 根拠 → 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

- ・事務所が複数の都道府県にある
- ・複数の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款で定めている など

左記以外の場合



公益認定を受けるための主な基準

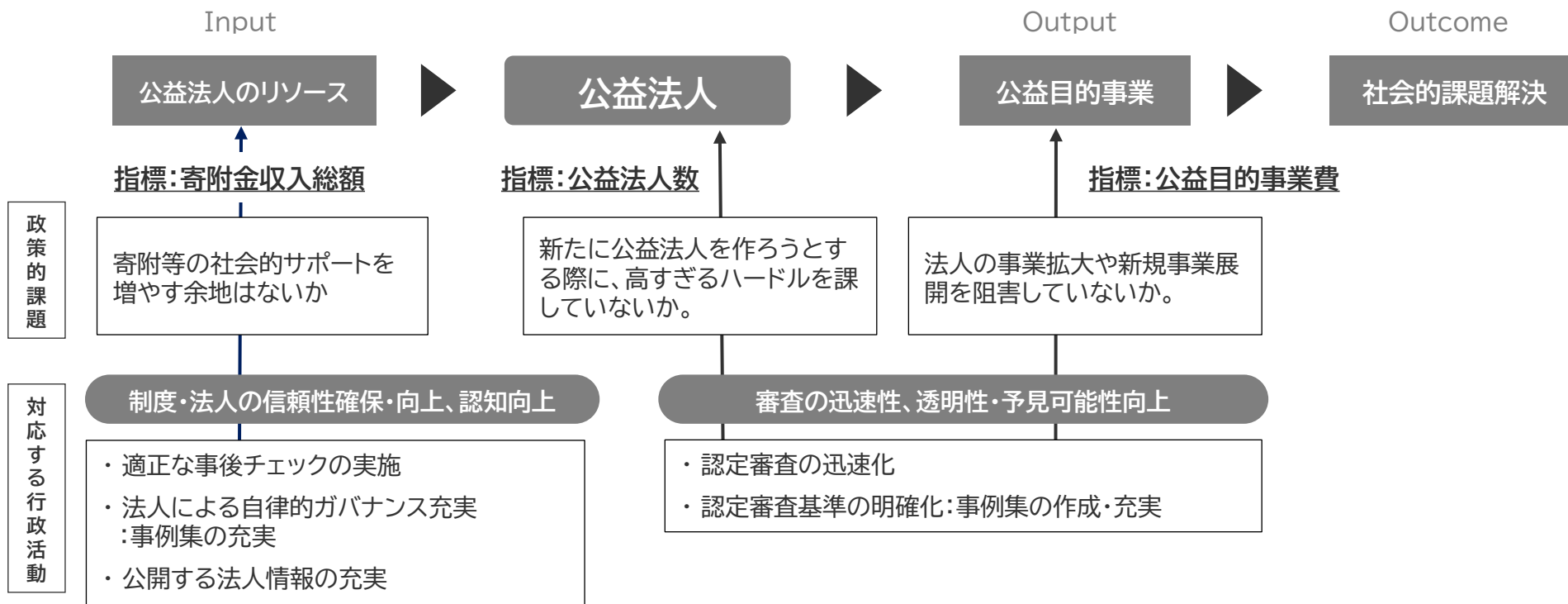
- ・公益目的事業を主な目的とし、その費用割合が50%以上
- ・事業に必要な経理的基礎と技術的能力がある
- ・特定の個人、会社、団体に特別の利益を与えない
- ・公益目的事業の収支が中期的期間(5年)で均衡していること
- ・使途不特定財産額が、公益目的事業費を超えないこと
- ・同一親族や同一団体の関係者で役員の3分の1を超えない
- ・大規模法人の場合、会計監査人を設置している など

欠格事由

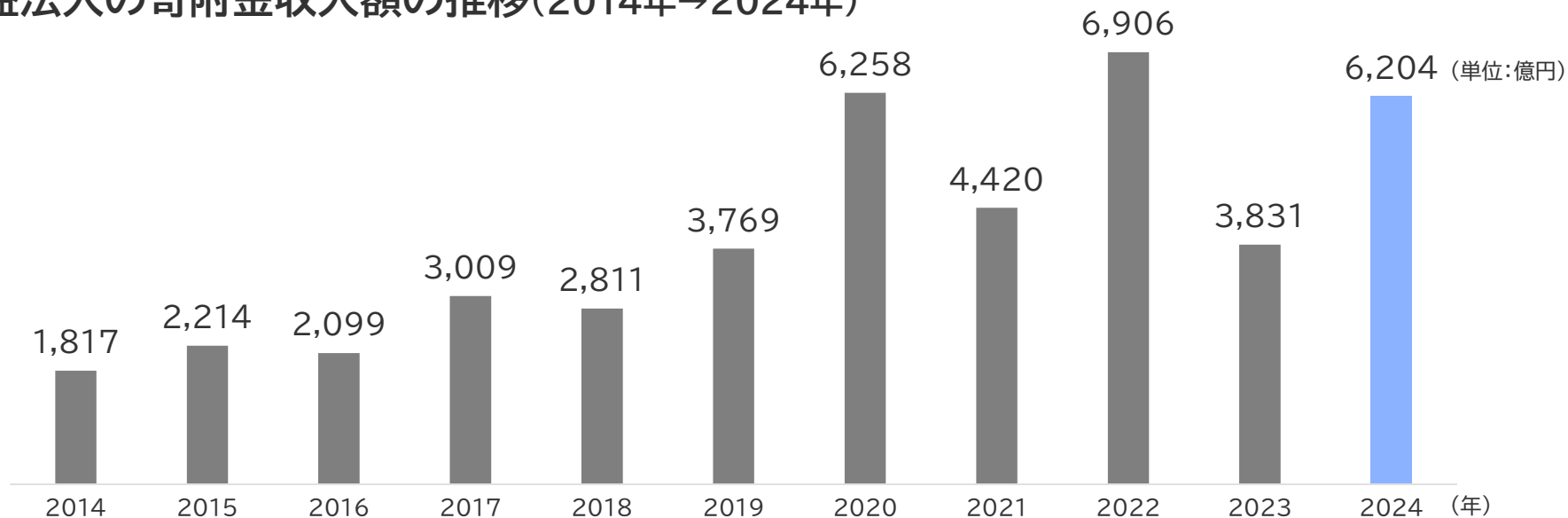
- ・役員や評議員に暴力団員等がいる
- ・暴力団員等が事業活動を支配している
- ・公益認定取消し後5年を経過していない
- ・国税又は地方税の滞納処分終了後3年を経過していない
- など

	法人数	公益目的事業費総額 (年間)	寄附金収入額 (年間)	資産総額	職員数 (常勤・非常勤)
令和6年	9,746法人 (うち内閣府所管 2,683)	6兆2,658億円	6,204億円	33兆5,494億円	292,864人
令和5年	9,711 法人 (うち内閣府所管 2,640)	6兆1,622億円	3,831億円	31兆6,289億円	289,199人
令和4年	9,672 法人 (うち内閣府所管 2,606)	5兆8,812億円	6,906億円	30兆8,345億円	293,298人

(出所) 内閣府「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」。時点は各年12月1日時点。



公益法人の寄附金収入額の推移(2014年→2024年)



(出所) 内閣府「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」(各年12月1日時点における過去1年間に提出された事業報告等に基づく)

寄附市場全体の状況

個人による寄附

2014年 7,409 億円
 2020年 12,126 億円
 2024年 **20,261 億円**

(出所) 日本ファンドレイジング協会編「寄付白書2025」

企業による寄附

2014年度 7,103億円
 2023年度 13,702億円

(出所) 国税庁「会社標本調査」

遺贈による寄附

2014年 75.6億円
 2022年 320.9億円

(出所) 日本承継寄付協会「遺贈寄付白書」

(参考)相続財産の金額推移

2014年 124,086億円
 2023年 227,107億円
 2024年 **245,415億円**

(出所) 国税庁「令和5年分相続税の申告事績の概要」
 国税庁「令和6年分相続税の申告事績の概要」

(参考)米国における寄附の動向

2024年の米国寄附動向 (※10年以上連続で増加傾向)

合計 約 89.8兆円(5,925億ドル)

(内訳)

個人寄附 約 59.4兆円 (3,925億ドル)
 法人寄附 約 6.7兆円 (444億ドル)
 遺贈 約 6.9兆円 (458億ドル)
 財団 約 16.6兆円 (1,098億ドル)

(出所) Giving USA 2025

※ ドル円レートは151.48円/米ドルで試算
 (インターバンク直物相場・東京市場中心値の期中平均レート)

法人による情報開示・自己規律

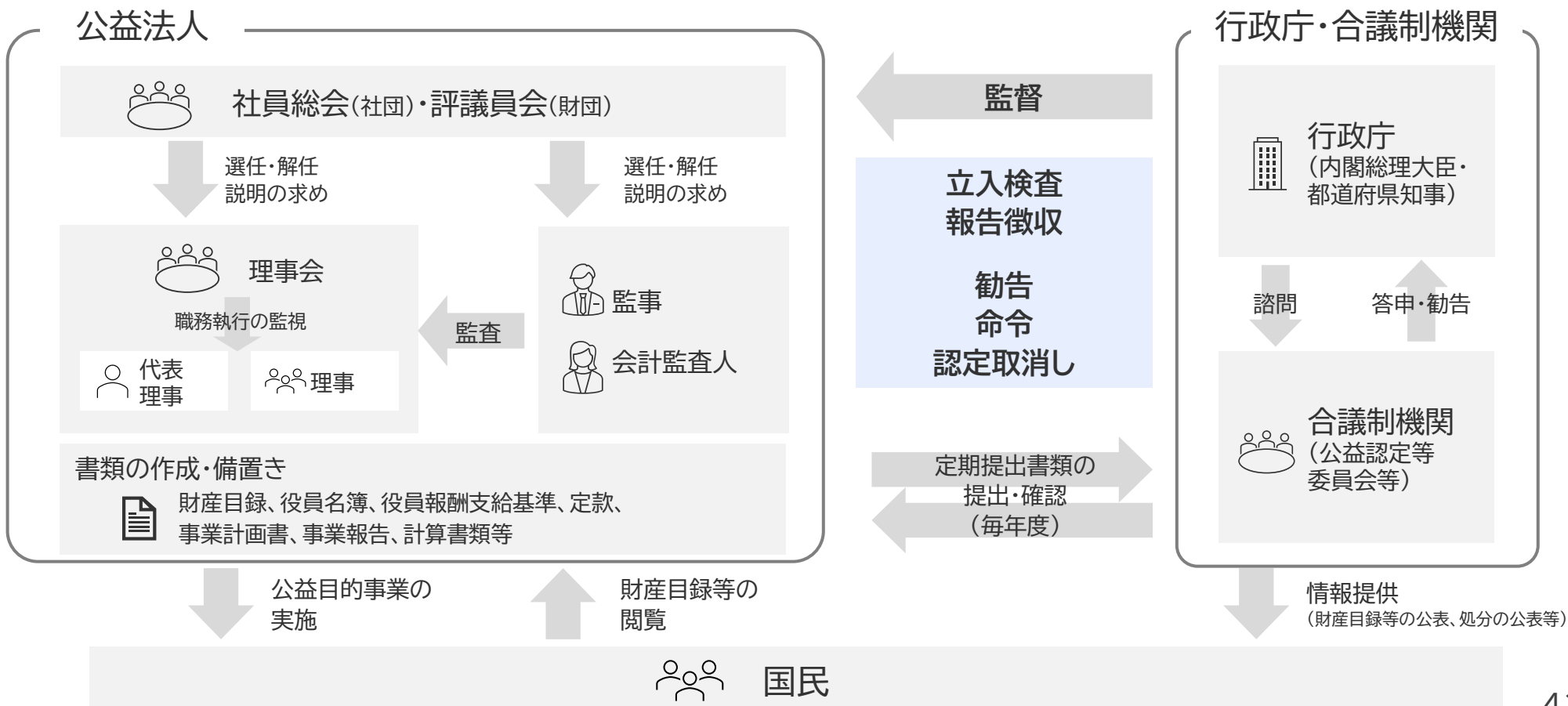
- 公益法人の自主的・自律的な経営判断を尊重
- 法人自身の自浄作用と国民によるチェック機能により公益法人の適正な運営の確保を期待

令和6年改正において、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨の公益法人の責務規定を追加（国も公益法人の取組を支援するための情報提供等を行う）

行政庁による監督

- それでもなお適正な運営が確保されない法人に対しては、実効性の高い監督措置を講ずる

「不適切な事案の発生を予防するための一律的なチェック」から「事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック」へ



詳細は公益法人information参照

<https://www.koeki-info.go.jp/corporations/uyglb48f1z.html>

個人からの寄附

寄附金控除

個人が公益法人に寄附を行ったときは、
所得税の控除(所得控除・税額控除※1のいずれか)や、個人住民税の税額控除※2を受けられる

※1 税額控除は、①3,000円以上の寄附者が年平均100人以上かつ寄附金額が年平均30万円以上 又は ②法人の総収入金額に占める受入寄附金総額の割合が20%以上の法人に対する寄附が対象(令和6年度時点の税額控除対象法人数:1,022)

※2 個人住民税の税額控除は、自治体により条例で指定されている場合のみ

所得税の控除額の目安

所得控除 (寄附金額※1-2,000円)×所得税率

税額控除 (寄附金額※1-2,000円)×40% ※2

※1 寄附金額は、総所得金額等の40%相当額が限度

※2 税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度

条例指定された寄附金に係る個人住民税の控除額の目安

(寄附金額-2,000円)×最大10%

※1 税額控除額は、総所得金額等の30%が限度

※2 都道府県と市区町村どちらも条例で指定した寄附金の場合
 (都道府県指定: 4% (政令市は2%)、市区町村指定: 6% (政令市は8%))

譲渡所得税等の非課税

個人が**現物を寄附した際のみなし譲渡所得税**について、国税庁長官の承認を受けたときは**非課税**となる

相続税の非課税

個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、**相続税は非課税**となる

法人からの寄附

別枠損金算入

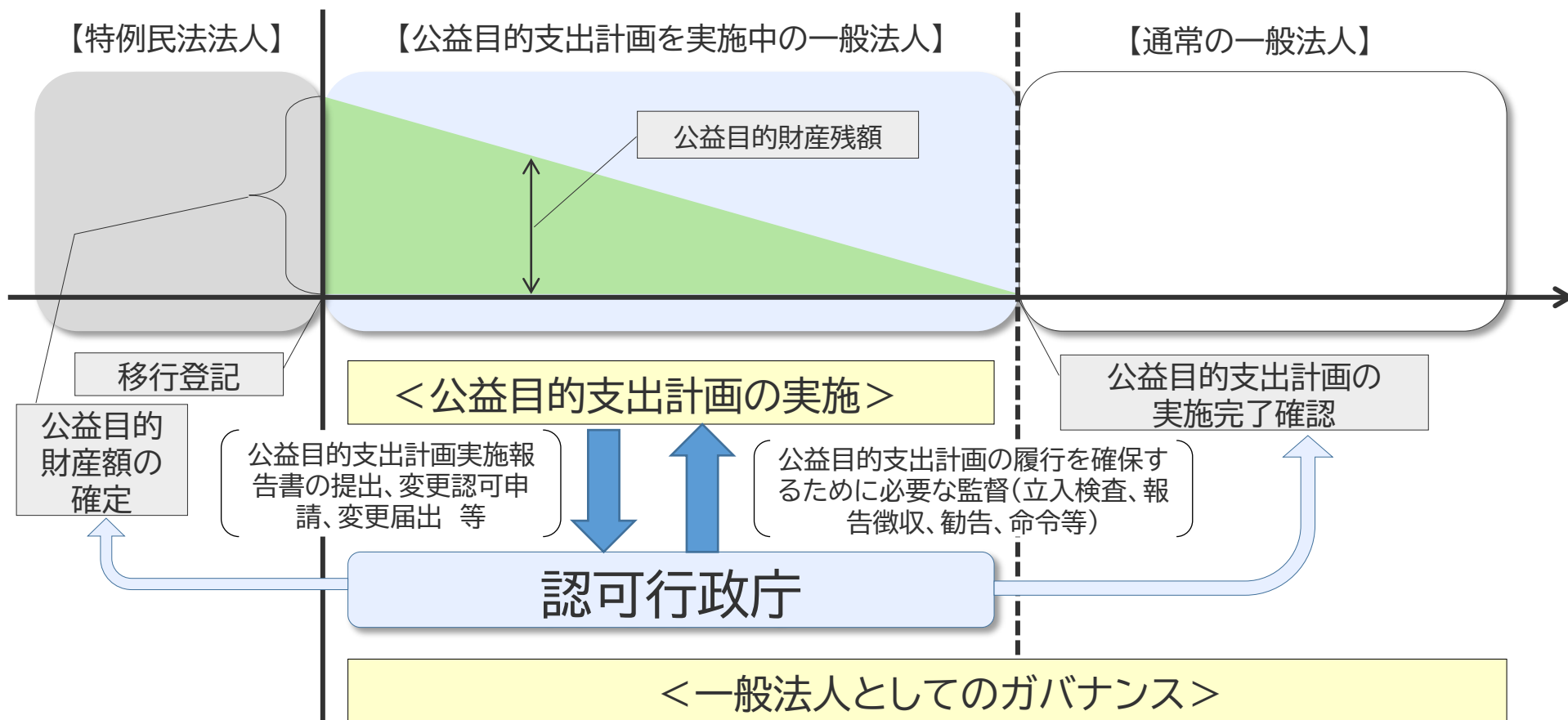
法人が公益法人に寄附を行ったときは、**一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠で損金算入が可能**

一般寄附金の損金算入限度額 (所得金額の2.5% + 資本金等の額の0.25%)×1/4

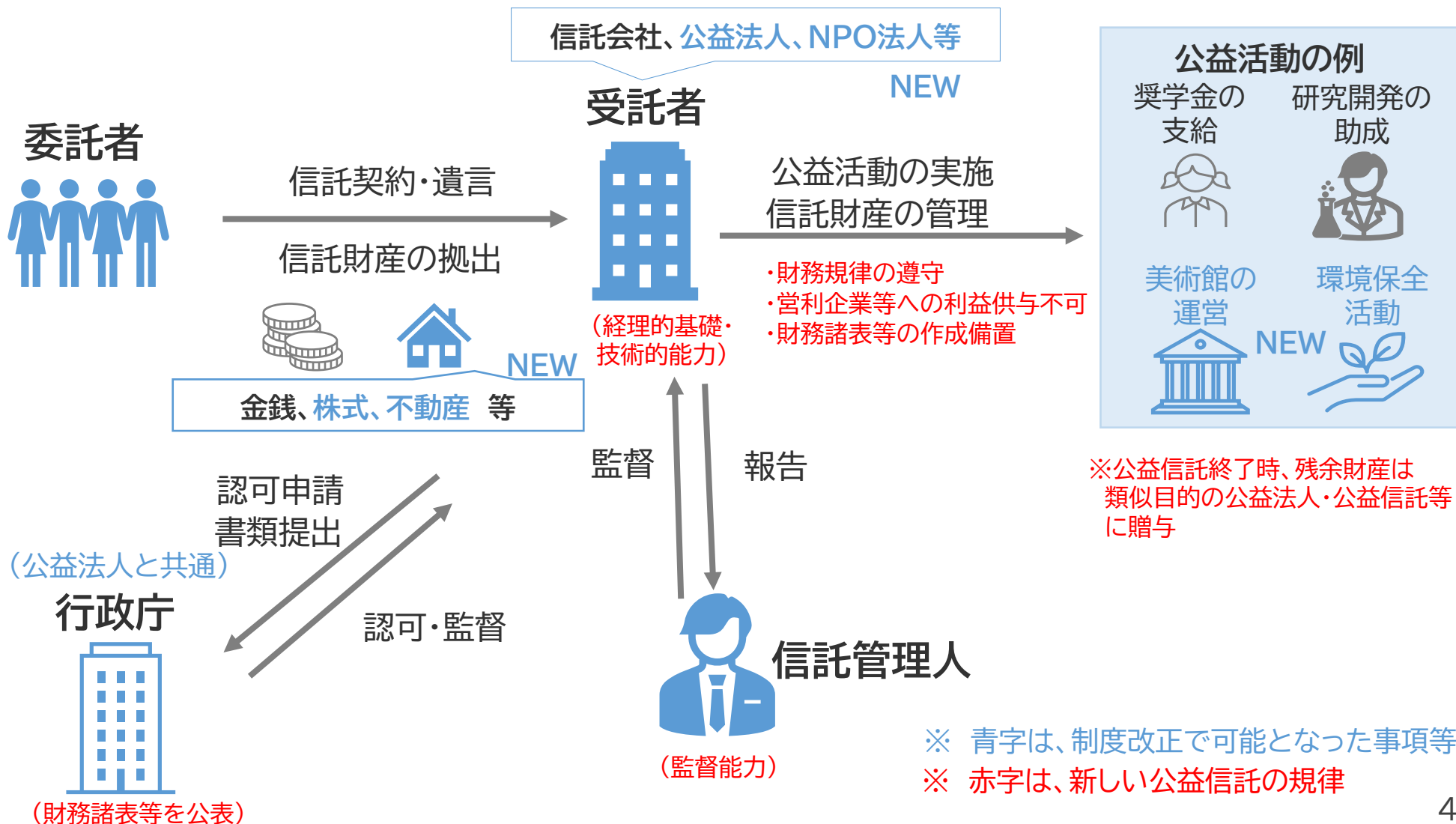
+

公益法人への寄附金の特別損金算入限度額 (所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%)×1/2

- 移行法人とは、特例民法法人が行政庁の認可を受け通常の一般社団・財団法人になったもの。
- 移行時点までに公益法人として取得した財産(公益目的財産)が残っている場合には、当該財産が引き続き公益目的の事業に費消されるよう、移行時に公益目的支出計画を作成し、その計画に従い、当該金額(公益目的財産残額)が零になるまで支出する必要がある。



- 公益信託は、契約・遺言により委託者から受託者(担い手)に託された財産を用いて、受託者が「委託者の想い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組み。
- 公益信託制度の抜本的な見直しにより、民間の公益活動のより身近なツールに。



公益信託ガイドラインについて(令和7年12月公表)

公益信託法令の具体的な制度運用に関して、公益信託制度の趣旨や目的、公益事務該当性の考え方のほか、法令に基づく認可基準、欠格事由、申請、監督の場面における運用などを記載。

(今後の制度運用状況を踏まえ、随時改訂していく予定)

ガイドラインの構成(※公益法人のガイドラインと同様の構成)

第1章	基本的事項(総則)	・ 目的、関係者の責務、公益行政の基本的な考え方 等
第2章	公益事務該当性の判断	・ 審査に当たっての確認事項・判断基準、具体的な事業類型ごとの当てはめ 等
第3章	公益信託認可基準等	・ 認可基準(公益信託の目的、受託者の経理的基礎・技術的能力、信託管理人の能力 等)
第4章	公益信託認可の申請等	・ 信託行為の記載、認可申請・変更認可・変更届等の手続、併合・終了に係る手続 等
第5章	公益信託における財務規律等	・ 財務規律(中期的収支均衡、公益事務割合、用途不特定財産保有制限)、情報開示 等
第6章	監督	・ 監督の基本方針、定期提出書類の確認、報告徴収・立入検査、監督処分適用方針 等
第7章	移行認可(経過措置)	・ 既存の公益信託に係る移行認可の申請手続等

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会について

施行準備や移行に当たって、公益信託制度の詳細について専門的・集中的に検討(計11回開催)。

(令和7年1月に委員会の下に設置。学識経験者・信託/法律実務担当者・公益法人関係者といった方々から委員を選考。)

研究会構成員(令和7年5月～)

生野 考司	公益認定等委員会委員	藤谷 武史	東京大学社会科学研究所教授
大塚 智見	大阪大学大学院法学研究科准教授	松前 江里子	日本公認会計士協会テクニカル・ディレクター (非営利担当)
岡本 仁宏	関西学院大学名誉教授	弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授
黒田 かをり	公益認定等委員会委員	湯浅 信好	公益認定等委員会委員長代理
溜箭 将之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	吉谷 晋	三菱UFJ信託銀行株式会社経営企画部主幹
林 邦彦	弁護士(林邦彦法律事務所)		

※ 松元暢子参与(慶應義塾大学法学部教授)及び豊福嘉弘参与(三井住友トラストグループ株式会社業務部担当部長)は令和7年3月に退任

参考2 法人運営等に関する参考資料

- 各種事例集・参考資料(インパクト測定・マネジメント、ガバナンス、合併)
- 公益行政に関する広報媒体
- 公益行政関係者向けの説明会・相談会
- その他参考リンク集

インパクト測定・マネジメント事例集

公益法人等が寄附等により広く支えられていくためには、
活動を通じてどのような社会的インパクトが創出されたかを示していくことが有用

⇒ 各法人の実情に応じた取組が広がっていくよう、（※必ずしも定量的・厳密な分析が求められるわけではない）

インパクト測定・マネジメントを積極的に実施している公益法人の取組事例集を公表

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/2lquwvilm.pdf>



- 定量的な評価だけでなく、定性的な手法も含め、様々な取組を紹介
- 取組の動機や、取り組んでよかった点なども紹介



インパクト測定 (インパクトの定量・定性的な測定)

【意義】

- 当事者の共感が得られるKPIを設定することで、関係者のモチベーション向上につながる。（東近江三方よし基金）
- テーマ（婚姻の平等）への賛成率及びその進捗を可視化することで、日本全体における課題の進捗がわかりやすくなり、課題解決に向けた継続的な市民参加を促すことができる（Marriage For All Japan）
- 成果の検証（統計的な事業検証や、専門家による組織評価等）を行うことで、自治体、企業、行政といった支援者への説得力や寄附者の納得感が向上する（チャンス・フォー・チルドレン、パブリックリソース財団）

【実践に向けたポイント】

- インパクト測定は統計的な分析や第三者の評価により、結果の客観性や汎用性が向上する。頑健性の高い検証のためには、適切な有識者（アカデミア等）と繋がり、また、リソース（研究費、有識者への謝金、関係者の人件費等）の確保等が必要になるが、自治体や行政、企業等への説得力向上に向けては有益である。

インパクトマネジメント (測定結果に基づいた事業改善や意思決定)

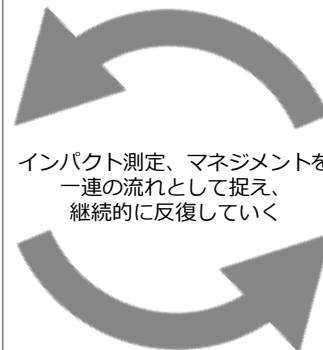
【意義】

- ToC*やロジックモデルを作成する過程で、団体のビジョンを改めて明確に共有できた（ベネッセこども基金）
- ロジックモデルの検証（インパクト測定）を契機に当事者の真のニーズを見出し、新規事業を立ち上げ（ベネッセこども基金、未来ISSEY、東近江三方よし基金）
- テーマに関心がない方に見える化することで、関係者による働きかけ（葉書により問題意識を伝える等）を喚起させ、指標（重要なステークホルダーの賛成率）を向上（Marriage For All Japan）
- 測定結果を、スタディクーポン利用者の選定基準の改善といった事業の改善に活用（チャンス・フォー・チルドレン）

【実践に向けたポイント】

- インパクト測定の結果を基に現在地を把握し、アクションの改善につなげる

*：手法の概要をP15にて説明



ガバナンス事例集

これからガバナンス強化に取り組む法人や、自らの法人に相応しいガバナンス強化策を検討している法人などが参照できるよう、実際のガバナンス強化事例を具体的な法人名とあわせて紹介した「公益法人の自主的・自律的ガバナンス強化のための調査報告書」を公表。
<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/t5y5w9rpnu.pdf>

内閣府大臣官房
 公益法人行政担当室

公益法人の自主的・自律的
 ガバナンス強化のための調査報告書

令和7年3月31日
 PwC Japan有限責任監査法人



- 実際のガバナンス強化事例を具体的な法人名とあわせて紹介
- 公益法人が事業改善や社会的課題解決のためにどのような取組を内部で行っているのかについてもわかりやすく紹介（理事の選任に関する取組、法人の活動を日頃から把握することが難しい役員に対して定期的に法人の活動を発信する取組など）



#1 公益財団法人 笹川平和財団

#1.3参考① 笹川平和財団における事業評価のポイント

【笹川平和財団のプロジェクト・サイクルと事業評価システム】

① 書類審査 & 新規案件プレスト
 [Project Document] 評価項目
 ・課題と重要性
 ・事業目的と方法論
 ・実現性（計画・予算）
 ・実施体制
 ・成果と波及効果

② 審議会・予算会議
 ・長期方針における位置づけ
 ・期待される成果、評価方法（指標）
 ・計画・予算を多角的に審議

③ 事業評価
 事前評価
 事業実施
 期中評価
 事後評価

④ 継続事業の場合
 ① 次年度事業計画審議時
 ・事業の進捗状況や事業を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて、事業計画を見直し

② 当該年度事業の完了時
 ・実施結果や成果の確認

⑤ 全体事業評価
 [評価項目]
 ・事業の成果
 ・事業目的
 ・実施者の事業実施能力
 ・実施者の会計能力
 ・継続事業時
 ・SPF事業としての妥当性
 ・担当研究員のとめと反省

⑥ 完了事業報告会
 ・事業の経験や教訓を共有

#1.3参考② インパクト投資とインパクト測定マネジメントの報告書

AWIFのセオリー・オブ・チェンジ(TOC・実家の理論)

AWIFのインパクトの5つの基本事項

WHAT
 HOW MUCH
 HOW OFTEN
 RISK

「インパクト・ストーリー」→ AWIFのインパクト

インパクト

#1 公益財団法人 笹川平和財団

#1.1参考① リスクアセスメント

リスクコントロールマトリックス

リスクマップ

発生可能性と影響度を評価したうえで、リスクマップを作成し、視覚的に財団内のリスクが高いエリアを示すことができた。現在リスクが高いエリアについて、リスク対策を実施している。

#1.2参考① 内部監査部門の活動

3線モデルを活用して、内部監査部門が客観的に、1線（事業部門）や2線（管理部門）のリスク管理活動を監査する。

年2回の三様監査会議を実施

内部監査部門

三様監査

監事

会計監査人

公益法人合併ガイド

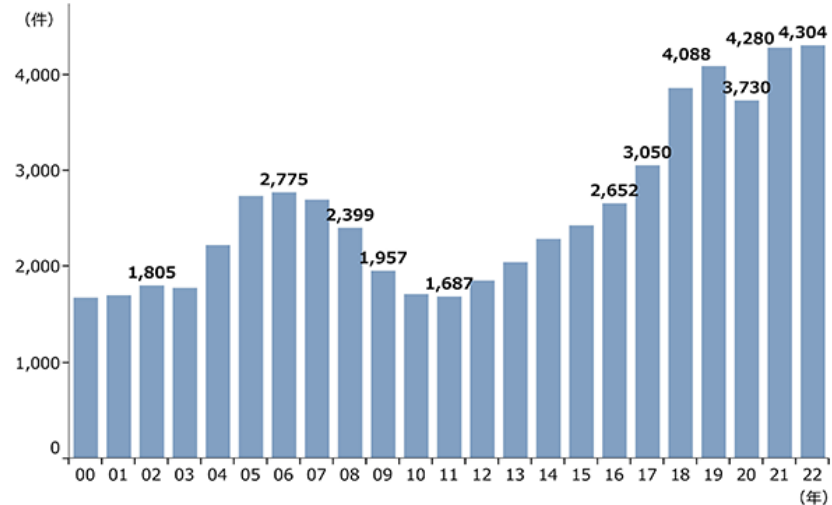
法人が今後の事業展開を検討する際に、合併が一つの選択肢として認識されるよう、「公益法人合併ガイド」を公表。
<https://www.koeki-info.go.jp/activities/documents/f5jnhgblxm.pdf>

公益法人合併ガイド作成の目的・背景

- 広く社会課題解決に取り組まれている公益法人や移行法人の皆様が、社会変化に対応し、事業活動を展開していくための選択肢として、事業・組織の再編が考えられる。事業・組織の再編により、人手不足の中での事業継続や事業の質を向上するために組織基盤の強化を図ることが考えられる。
- 企業全体では、年々M&Aの件数が増加しており、社会全体で事業・組織の再編が加速。
2006年の公益法人制度改革から、20年近い時が流れ、各法人を取り巻く環境も大きく変化。
- 現状、公益法人の合併は年間平均10件程度と限定的だが、必要な手続きがわかりにくいとの声がある公益法人の合併について解説し、公益法人の皆様が、今後の事業展開を検討される際の一助となることを目的に合併ガイドを作成。



(企業全体のM&Aの現状)



合併以外も含むが、中小企業白書では、企業全体のM&Aの件数は近年増加傾向で推移しており、我が国におけるM&Aは更に活発化していることが推察される、とされている。

(公益法人の合併の現状)

年	合併件数	全体の公益法人数
2018	14	9,581
2019	8	9,614
2020	9	9,640
2021	12	9,672
2022	4	9,711
期間平均値	9.4	9,644

※ 各数値の出典：公益法人…『公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告』(内閣府)、企業M&Aの件数…『2023年版「中小企業白書」』(中小企業庁)

○ 公益法人information

<https://www.koeki-info.go.jp/>



答申書・公示文書の公表、制度周知資料、申請の手引き等多様な情報を提供するとともに、公益法人に関する検索機能等を提供。



○ SNS(X、YouTube)

X:https://x.com/cao_koueki

YouTube:<https://www.youtube.com/channel/UCvhjnj5tTBxctH-dazVJGsQ>



令和6年度からYouTubeチャンネルを設立。登録者数は現在1,050人以上、動画総視聴数は約130万回(うちウェブCMは118万回)。



○ 公益認定等委員会だより

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/ag0ydpwu0e.html>



月刊のニューズレターである「委員会だより」を発行し、法人関係者向け参考情報・イベントの周知、新規認定法人の紹介等の情報発信を実施。

○ メールマガジン

<https://www.koeki-info.go.jp/mailmagazine/>



都道府県公益法人行政担当課室や国民の方々に向けて公益法人の現況や公益法人の運営に役立つ情報等を発信



【内閣府 公益法人メールマガジン】第237号 令和8年2月25日発行

目次
1. 公益法人運営のフロンティアアドバイス
■ 認定後10年間の事業計画書等(事業報告等)作成にあたってのガイドライン(手引き)について
■ 認定後10年間の事業報告書の記載のポイント(「公益目的事業の実施状況」及び「産業界との連携を促進するための取組」)
2. 近況からのお知らせ
■ 都府県からの令和8年度(令和8年度)民生福祉センター
■ 本をお考えの公益法人の登録(「登録システム」のご案内)
■ 職員代行による不利益防止法届出情報のお知らせ(対策:オンライン)

制度等に関する説明会、申請に向けた相談会等

公益法人や、公益認定・公益信託の認可申請を検討している方等を対象に、制度の基礎、各種申請の内容等まで、状況に合わせた様々な取組を実施。

○ 内閣府担当者による窓口相談・電話相談

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/au6fmf5n7s.html>



内閣府担当者が、広く制度についての照会を受ける電話相談、公益認定申請を検討する一般法人からの具体的な相談に応じる窓口相談を実施。

○ 新しい公益信託制度に関する説明会

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/guztx8f62r.html>



令和7年度は、全国6地域で新しい公益信託制度に関する説明会を開催。説明会とあわせ、公益信託の活用を検討する方向けのワークショップを実施。



○ 専門家による無料相談会

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/au6fmf5n7s.html>



公益法人の運営、公益認定申請、公益信託制度等に関する相談について、弁護士、公認会計士等が個別に対応する無料の相談会を対面・オンラインで開催。令和7年度からは公益信託に関する質問にも対応。



公益法人に関する参考情報

○ 制度概要

- パンフレット

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/svoyko6yqi.pdf>



○ 法令・ガイドライン等

- 法令、公益認定等ガイドライン、会計基準、モデル定款 等

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/s51lrr91yv.html>



- FAQ

<https://www.koeki-info.go.jp/activities/k3klk2gbi5.html>



○ 手続(認定・届出、定期提出書類の提出)に関するマニュアル・手引き等

- 認定申請、変更認定申請、変更届出、定期提出書類等の手引き等

<https://www.koeki-info.go.jp/activities/2mecgf5geh.html>



○ 公益認定申請を検討している方向けの参考情報

- 申請に役立つ各種資料

<https://www.koeki-info.go.jp/activities/uxg2hhg8td.html>



○ 法人運営に関する参考情報

- 法人の各機関の役割と責任、合併ガイド、財産管理 等

<https://www.koeki-info.go.jp/activities/c8tixe96nx.html>



- インパクト測定・マネジメント事例集

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/2lquwvilzm.pdf>



- ガバナンス事例集

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/t5y5w9rpnu.pdf>



公益信託に関する参考情報

○ 制度概要

- 公益信託を知る
<https://www.koeki-info.go.jp/trust/>
- 制度改革のポイント
<https://www.koeki-info.go.jp/trust/ficitwa56e.html>

○ 法令・ガイドライン等

- 公益信託関係法令
<https://www.koeki-info.go.jp/trust/c1r6vs6xza.html>
- ガイドライン・手引き・これまでの質問集
<https://www.koeki-info.go.jp/trust/xdhrfcsob0.html>

動画コンテンツ

内閣府公益法人行政担当室 YouTube公式チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCvhjnj5tTBxctH-dazVJGsQ>

- 公益法人制度概要解説
https://www.youtube.com/playlist?list=PLnRQRUwwRV_WiFlRpsAEMlYTS3euIWYAH
- 新しい公益法人会計基準の説明
https://www.youtube.com/playlist?list=PLnRQRUwwRV_W09qj3sRY9Qp2N0ZdX61QS
- 公益法人活動紹介
https://www.youtube.com/playlist?list=PLnRQRUwwRV_Vb3oG9BqhaJDCQ9svWxR0M

